



## 1. 定率法による新減価償却制度の限定的導入

2025年6月26日にドイツ連邦議会で、同年7月11日に連邦参議院で可決された「ドイツ経済拠点強化のための投資促進税法 (Gesetz für ein steuerliches Investitionssofortprogramm zur Stärkung des Wirtschaftsstandorts Deutschlands)」により、連邦政府は税制上の優遇措置を導入しました。これは経済成長に向けた大きな一歩であると同時に、企業にとっては投資への後押しとなります。この法律は2025年7月19日から施行されています。「投資ブースター」とも言えるこの法律の中心となるのが、新たに導入された定率法による減価償却です。これにより企業は投資の際、より早い段階で減税を受けられるようになります。

通常、1年以上使用する設備などの「動産(有形固定資産)」は、定額法により減価償却されます。定額法では、取得または製造にかかったコストを耐用年数で割って、毎年同額を費用計上します。

今回限定的に導入された「幾何学的減価償却法 (geometrisch-degressive Abschreibung)」は、2025年7月1日以降、2027年12月31日までに取得または製造された動産に適用されます。この償却法では、通常の定額法による償却率の3倍を上限として適用できます(最大償却率30%)。減価償却の基準となるのは、前年の残存簿価です。これにより、初期の償却額が大きくなり、早期の節税効果が得られます。

例:

2026年1月2日に企業が60万ユーロの新しい機械を購入した。耐用年数は15年(税務庁のAfA表に基づく)。

定額法:

- 年間償却額:  $60万 \div 15 = 4万$ ユーロ
- 償却率: 6.67% (毎年一定)

定率法:

- 償却率:  $6.67\% \times 3 = 20\%$  (30%の上限未満)
- 初年度の償却額:  $60万 \times 20\% = 12万$ ユーロ

定率法を使うと、初年度には定額法に比べ8万ユーロ多く費用計上でき、早期に節税効果を得られます。後年、定率法から定額法へ切り替えることも可能です(定率法では理論上、簿価が0にはならないため)。

### 動産の取得時期について

この新制度の適用範囲は、上記の期間内に取得または製造された資産に限られます。資産の「取得」は、経済的所有権が移転した時点(原則として引き渡し・リスク移転時)で成立します。また、資産が使用可能な状態である必要があります。支払いが完了しているか否かは問われません。

### 特記事項

- デジタル資産(コンピュータ、モニター、プリンタ、ソフトウェア、ERPシステムなど)は、金額にかかわらず取得年に全額償却可能です。
- 少額資産(GWG): 独立して使用できる動産のうち、取得または製造価格が税抜800ユーロ以下のものは、その年に全額経費計上できます。

## 2. 電気自動車の定率原価償却

新たに導入される「算術的定率償却 (arithmetisch-degressive Abschreibung)」により、電気自動車は初年度に大幅な減価償却が可能になります。これにより、電気自動車を購入したその年のうちに、購入価格の75%を減価償却することが可能となります。対象は2025年7月1日以降、2027年12月31日までに取得した車両です(新車・中古車いずれも対象)。

対象車両:

- 純電気乗用車 (reine Elektro-Pkw)
- 電動貨物車 (elektrische Lastfahrzeuge)
- 燃料電池車 (Brennstoffzellenfahrzeuge)

償却スケジュール(耐用年数6年):

年度	償却率
取得年	75%
2年目	10%
3年目	5%
4年目	5%
5年目	3%
6年目	2%

## 3. 会社用電気自動車の課税上の優遇措置拡大

課税対象となる社用車のプライベート利用において、電気自動車はこれまでもガソリン車より税制上はるかに優遇されてきました。

従来の制度では、社用車を私的に利用する場合、通常は「1%ルール」により所得税が課されていました。

ガソリン車:

- プライベート利用分 → 税込新車価格の1%
- 通勤分 → 税込新車価格の0.03% × 通勤距離 (km)

電気自動車:

- プライベート利用分 → 税込新車価格の0.25% (=ガソリン車に比べ税負担1/4)

これは走行記録によるプライベート利用分算出の場合にも適用されます。走行記録を利用する場合には、規定に沿ってプライベート利用と業務利用の割合を走行記録簿につけ、車両にかかった費用のプライベート利用分を算出し課税する必要があります。

これまで電気自動車への0.25%ルールが適用されるのは税込新車価格が7万ユーロ以下の場合に限定されていましたが、この度の新制度によりこの上限額が10万ユーロに引き上げられます(2025年7月1日以降に取得した車両から適用)。

結果として、より高価格帯の電気自動車でも、従業員・経営者の私用分課税が軽減されることとなります。税込新車価格が10万ユーロを超える場合でも、ガソリン車に比べプライベート利用課税分は50%軽減されます。

## 4. 法人税率の引き下げ

有限会社 (GmbH) や株式会社 (AG) などの資本会社、さらに法人格を持つ協会や財団は、その収入に対して法人税を課されています。この負担を軽減するため、法人税率が2028年から2032年にかけて段階的に現行の15%から10%へ引き下げられます。

税率の引き下げスケジュール:

年	税率
2028	14%
2029	13%
2030	12%
2031	11%
2032	10%

企業は引き続き連帯付加税 (Solidaritatzzuschlag) を支払う必要があります。連帯付加税額は法人税額の5.5%ですが、法人税の引き下げに伴いこちらも減額となります。資本会社には、特別な免除や軽減規定が適用されない限り、事業税 (Gewerbesteuer) も引き続き課されます。

2032年の最終引き下げ後、資本会社の総合的な税負担は約25%まで減少します (現状約30%) (事業税率は企業の所在地により異なります)。

大企業では将来的な税負担または軽減を考慮した繰延税金 (latente Steuern) を算定する義務があるため、この段階的な引き下げを見越した評価が必要となります。多くの会計ソフトウェアは固定税率で処理を行うため、手動での修正が必要となる場合がありますのでご注意ください。

## 5. 電子請求書 (E-Rechnung) の導入状況

「経済成長促進法 (Wachstumschancengesetz)」により、電子請求書の発行が義務化されました。2025年時点で、事業者はすでに電子請求書の受領が可能でなければなりません。これはEメールの受信環境があれば技術的には十分です。

電子請求書の発行には移行期間がありますが、受領者には原則として移行期間は設けられていません。

電子請求書は電子形式で発行・送信・受信され、電子処理が可能である必要があります。形式は欧州規格EN 16931に準拠し、例としてZUGFeRDやX-Rechnungなどのフォーマットが使用されます。

また、単なるPDFなどの電子書類とは異なり、電子請求書は機械可読なデータ構造を含んでいます。

注記: 電子請求書の義務は原則として国内のB2B取引に限定されます。個人 (B2C) への請求は引き続き紙またはPDFで可能です。小規模事業者においては電子請求書発行の義務は免除されますが、受領・保管は可能である必要があります。

スケジュール:

- 2026年末まで: 紙請求書・非電子形式請求書の使用が可能 (受領者の同意が必要)。
- 2027年末まで: 前年の売上が80万ユーロ以下の企業は引き続き旧形式可。
- 2028年1月1日以降: すべての事業者 (小規模事業者を除く) に電子請求書義務化。

## 6. 小規模事業者制度の変更

2025年1月1日から小規模事業者制度が改正されました。これにより、一定の売上基準を下回る事業者においては売上税法上の義務が免除されます。

この新規則は前年度の課税対象となる売上が25,000ユーロ以下、当年の見込み売上が10万ユーロ以下の場合に適用されます。

新たな規則のうち、当年中に売上限度額の10万ユーロを超えると即座に課税義務が課されるという点が特に重要となります。

例:ITコンサルタントのA氏が2025年に小規模事業者制度を適用。6月末までの売上95,000ユーロ。7月5日に5,500ユーロの契約を成立。合計100,500ユーロで上限超過。限度額を超過する売上5,500ユーロから課税対象となり、消費税を上乗せした請求書を発行する必要がある。

創業年の場合、25,000ユーロを超えた時点でその年の途中でも課税事業者に切り替わります。

注記:小規模事業者の基準には国内課税対象の売上のみが含まれます。非課税取引は除外されます。

## 7. 電子レジシステムの届出義務

2025年1月1日から、電子レジシステムを税務当局へオンラインで直接届出できるようになりました。今回の届出制度は、税務署が各事業者のレジの状況を正確に把握し、不正防止のための安全対策が適切に導入されているか確認するために設けられたものです。

届出対象は電子レジだけでなく、タクシーメーターや走行距離計、販売機など、帳簿作成につながる記録装置全般に広がっています。経過措置として、2025年7月1日以前に導入されたレジは、2025年7月31日までに初回届出を済ませる必要がありました。一方、2025年7月1日以降に導入したレジについては、導入後1か月以内に届出を行わなければなりません。レジを廃止した場合も、廃止後1か月以内の届出が求められます。

届出方法は以下の通りです。

- ELSTERサイトの専用フォームで直接入力
- [www.elster.de](http://www.elster.de)  
„Mitteilung über elektronische Aufzeichnungssysteme (§ 146a Absatz 4 AO)“  
「Mein ELSTER」からXMLファイルをアップロード
- [www.elster.de](http://www.elster.de)  
「Mein ELSTER」よりERIC対応ソフトウェアからデータ送信

## 8. レストランのVAT税率引き下げ

コロナ禍では飲食業の支援策として、店内での飲食にも一時的に7%の軽減税率が適用されていましたが、2024年からは、店内飲食分の税率が再び19%へ戻っています。なお、持ち帰り用の料理や、店内に飲食スペースがない場合は引き続き7%が適用されています。

2025年の税制改正法案では、2026年1月1日から店内飲食の料理に適用されるVAT税率を恒久的に19%から7%へ引き下げる ことが予定されています(飲料は除外)。

これにより、ケータリングや病院食など、サービスが付随する食品提供の税率判断が複雑だったケースは大幅に簡素化される見通しです。

従来は、サービス要素が加わると通常税率(19%)が適用される場合もあり、区分が煩雑になっていました。

## 9. 賃金税控除におけるプライベート健康保険料

健康保険および介護保険の保険料は、源泉徴収される賃金税の額に影響します。法定保険加入者の場合、保険料は雇用主またはその代理人(税理士)が給与計算の過程で算出します。

一方、プライベート健康保険(PKV)に加入している従業員は、これまで紙の証明書によって雇用主に健康保険および介護保険の保険料を証明する必要がありました。2026年からは、この証明手続きが電子データ交換によって置き換えられます。

この件については、連邦財務省(BMF)が2025年6月の通達で見解を示しています。

### 電子データ交換の手続き

各保険会社は、被保険者の保険料を連邦中央税務庁 (BZSt) に報告します。BZStはその後、他の給与税控除情報 (税区分、児童控除など) とともに、ELStAMシステムを通じて雇用主が参照できるようにします。まず確定保険料に基づいたデータが提供され、その後修正も可能です。

### データ送信の拒否

被雇用者は電子データ交換に異議を唱えることができますが、2026年以降は雇用主は紙の証明書を使って保険料を考慮することはできないため、その場合は該当する控除は確定申告によってのみ考慮されることとなります。

### 最低保険料控除 (Mindestvorsorgepauschale) の廃止

これまで適用されていた「最低保険料控除 (Mindestvorsorgepauschale) 」(給与の12%、上限は税クラス3で3,000ユーロ、その他の税クラスでは1,900ユーロ)は、2026年1月1日から廃止されます。

最低保険料控除を超えて考慮される保険料については、保険契約者の主たる雇用関係において、すべての保険料 (追加で被保険者となっている家族の保険料を含む) が契約者本人に帰属させて処理されることとなります。

その結果、保険に同加入している家族等の賃金税が増加する可能性があります。

例:

従業員Aは税クラス3で、プライベート健康保険・介護保険の契約者です。Aの配偶者Bは税クラス5で、Aの保険に同加入しています。この場合、Vorsorgepauschale (保険料控除) の計算においては、A自身とBの健康保険・介護保険の保険料がすべてAに帰属させて計算されます。2026年から最低保険料控除が適用されなくなることにより、Bの2026年の賃金税負担は、2025年に比べて増加します。

このような場合には、所得税申告により調整することが推奨されます。

### 保険料前払いによる節税対策

連邦財務省の通達では、以下の節税対策の実施可能性も確認されました。

プライベート基礎健康保険および介護保険への支払保険料が上限額 (補助対象者は1,900ユーロ、それ以外は2,800ユーロ) を超える場合、他の保険料 (例: 責任保険、医療追加保険、民間の失業・災害保険など) は控除対象外となります。

ただし、納税者はプライベート健康保険および介護保険の保険料を最大3年分前払いすることができます。この前払いにより、後年の課税期間で他の保険料を控除できる余地が生じ、結果として税金の軽減が可能となります。

## 10. 芸術家社会保険料 (Künstlersozialabgabe) の引き下げ

芸術家社会保険 (Künstlersozialversicherung) は、自営業の芸術家や文筆業者 (例: コピーライター、グラフィックデザイナーなど) が公的健康保険・介護保険・年金保険に加入できる制度です。企業がこういったフリーランスの芸術家を雇用する場合、報酬の一定割合を「芸術家社会保険金」として納付する義務があります。

この保険金が2026年1月1日より、従来の5.0% から4.9%に引き下げられます。

## 11. 2025/2026年 非課税の雇用主給付

賃金税法では、雇用主が従業員に対し非課税・社会保険料免除で給与の一部を(主に現物給付として)提供するための手段が設けられています。

こうした「福利厚生(フリンジベネフィット)」は、人材市場が逼迫する今日において、企業にとって大きな利点であり、人材獲得にも役立ちます。給付可能なものの例としては主に下記のもの挙げられます。

### 携帯電話・ノートPC等の貸与

業務利用目的での通信機器・データ処理機器(携帯電話、ノートPC、プリンターなど)の貸与は、非課税・社会保険料免除で可能です。

これらの機器が私的利用のみを目的としている場合であっても同じく、非課税かつ社会保険料免除となります。ただしその場合、所有権は会社に残る必要があります。会社から従業員へ所有権を譲渡する場合には、賃金税および社会保険料のかかる給与として見なされます。

### 現物給付・商品券

従業員への現物給付は、月額50ユーロまで非課税・社会保険料免除です。給付の内容(例:商品券、ガソリン券)は問いません。

雇用主自身の商品券(自社製品など)は常に現物給付とみなされ、他社で利用できる商品券も同様です。ただし、上限金額を超えないことが条件となります。

また、プリペイド型ギフトカードも換金ができない設計であれば、同様に非課税扱いとなります。

### 従業員持株制度

従業員への自社株式やストックオプションの付与は、年間2,000ユーロまで非課税かつ社会保険料免除となります。この給付は、発表時点で1年以上継続勤務している全従業員を対象とする必要があります。

### 通勤定期券・BahnCard

公共交通機関による通勤費を雇用主が負担する場合、この費用が基本給に上乗せして支給される限りは非課税となります。「ドイツチケット(Deutschlandticket)」も非課税および社会保険料免除での支給が可能です。また、出張に使用するBahnCardの費用は、個別乗車券より経済的であると予測できる場合、非課税で補填できます。

### 社員食事(業務上の食事)

業務運営上の合理化など会社の利益のために提供される食事は、1人あたり飲料込みで60ユーロ以内なら非課税です。

一方で「報奨としての食事」(特別な業績後に支給される食事など)は原則として課税対象ですが、一律30%の賃金税を課すことが可能で、その場合社会保険料は不要です。

また、前述の「月額50ユーロの現物給付枠」を利用すれば、報奨としての食事も非課税で支給することが可能です。

## 社内行事

親睦目的の社内行事における現物給付は、1人あたり税込110ユーロまで非課税です。

贈答品は合計60ユーロまでこの枠内に含まれます。超過分は課税対象となりますが、その分の賃金税を一律課税すれば、社会保険料は不要です。

この非課税枠は年2回まで利用できます。前提条件としてイベントは全従業員を対象にする必要がありますが、事業所単位などの限定開催でも、該当部署の全員が参加できるなら問題ありません。

## 12. 通勤距離手当の引き上げ

2025年税制改正法案によって、2026年1月1日より最初の1kmから一律0.38ユーロの通勤手当が導入されます。現在は20kmまでは0.30ユーロのみが適用されています。この手当は、通勤および職業上必要な第二住居への移動(単身赴任など)の場合にも適用されます。さらに、低所得者が2026年以降も恩恵を受けられるよう、移動手当(Mobilitätsprämie)の期限も撤廃されます。

## 13. 資本所得における損失控除制限の撤廃

2024年の税制改正法により、デリバティブ取引や貸付金などの私的債権損失に対する損失控除制限が撤廃されました。この改正は未確定のすべての事案に遡及して適用されます。当初の導入は2020/2021年で、従来の控除額は年間2万ユーロまで、かつ同種の投資(デリバティブまたは債権)からの利益とのみ相殺が可能でした。この金額的・内容的制限が撤廃され、今後は他の資本所得とも損益通算が可能となります。ただし、株式売却による損失は株式売却益とのみ相殺できます。控除できなかった損失は翌年以降に繰越可能です。この制限をめぐる訴訟は2020年から連邦財務裁判所で継続中で、確定判決はまだ出ていません。そのため関連通知には暫定扱いの記載があり、必要に応じて異議申し立てを行う必要があります。

## 14. 一人暮らしの場合の二重家計控除

二重家計控除とは、納税者が生活の本拠地から勤務先のある場所に転居し、生活の本拠地(家族、交友関係、地域活動などがある場所)に住宅を維持している場合に適用されます。勤務先近くの家賃、食費、週1回の帰省費用などが控除対象です。

しかし、生活の本拠地の住宅が親族の所有する家である場合の費用控除については常々争点となっており、2025年4月の連邦財務裁判所判決でもこの問題が取り上げられました。控除を受けるためには、納税者が生活の本拠地で独立した世帯を持っていることが条件であり、親の世帯に属している場合は認められません。

今回の事案では、納税者は親の家の2階を独立して使用し、1階に住む親とは分かれて暮らしていました。この際納税者とその親は2階の住居の無償使用契約を結んでおり、納税者に独立した使用権が与えられていました。この点により税務署と下級裁判所は二重家計控除を認めませんでした。連邦財務裁判所は、有償の賃貸契約ではなく無償使用契約でも独立世帯の条件を満たすと判断しました。

したがって、独立した世帯であれば、使用契約のみで二重家計控除の適用は可能となります。もし独立世帯がない場合は、親と共同生活における生活費の分担を証明する必要があります。無償使用契約は特に若い納税者にとって有効な手段ですが、独立した台所や浴室があるなど、実際に自立生活が可能であることが求められます。

## 15. 延滞金および執行猶予利息の妥当性

延滞金は税金を期限内に納付しなかった場合に課され、執行猶予利息は納税者の申立てにより課税処分の執行が一時停止された際に発生します。現在、延滞金は月1%、執行猶予利息は月0.5%（それぞれ年率12%および6%）です。

長年にわたる低金利を踏まえ、これらの利率が妥当かが問題となっていました。延滞金について連邦財政裁判所は2025年3月に延滞金1%を妥当と判断しましたが、ケルン税務裁判所は同年春、執行猶予利息0.5%は高すぎるとの判決を下しました。理由として、2019年以降の追徴課税利息が0.15%であることとの不均衡が挙げられています。

## 16. 最低賃金の引き上げ

ドイツの法定最低賃金は2025年1月1日に12.41ユーロから12.82ユーロに引き上げられました。さらに、連邦内閣が2024年10月に承認した第5次最低賃金調整規則に基づき、2026年1月1日から13.90ユーロ、2027年1月1日から14.60ユーロに引き上げられます。

ミニジョブおよびミディジョブの収入上限も最低賃金に連動して上昇します。ミニジョブの月額上限は2026年には従来の556ユーロから603ユーロ、2027年からは633ユーロになります。ミディジョブの下限は2026年に603.01ユーロ、2027年に633.01ユーロに上がります。なお、上限2,000ユーロに変更はありません。

## 17. 2026年の控除額引き上げ

2025年に12,096ユーロであった基礎控除額は、2026年に12,348ユーロに引き上げられます。この範囲までは所得税がかかりません。夫婦合算の場合は倍額が適用されます。

子ども1人あたりの扶養控除は3,336ユーロから3,414ユーロに引き上げられます。保育・教育・養育控除は引き続き1,464ユーロです。児童手当も2026年から1人あたり月255ユーロから259ユーロに増額されません。

## 18. 確定申告の提出期限

2024年分の確定申告（所得税、法人税、事業税、消費税申告）の提出期限は、新型コロナウイルス関連の特例により延長されています。税理士を通じて申告する場合、2026年4月30日が提出期限となります。

2025年分以降は通常の期限に戻り、税理士を通じて申告するには翌々年2月末までに提出する必要があります。したがって、税理士が作成する2025年分確定申告の期限は2027年3月1日です。



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。  
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。  
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH  
Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main  
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130  
E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de www.wedding-partner.de